

# 薬物の乱用は、 あなたとあなたの周りの 社会を**ダメ**にします！



厚生労働省・都道府県

後援：(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター

ゲートウェイドラッグとなり得る危険ドラッグをはじめとした、覚醒剤や麻薬、大麻などの薬物の乱用は、あなたの健康、あなたの周りの社会に計り知れない害悪をもたらします。絶対に使わないでください。

薬物の乱用は健康に悪い影響を及ぼします。そして、薬物依存になると、不安、被害妄想などの症状が現れます。幻覚や妄想によって殺人、放火などの重大犯罪を引き起こすこともあります。

また、薬物入手するために、借金をしたり、窃盗、詐欺、売春などの犯罪を平気で犯すようになります。

## 薬物乱用の背景

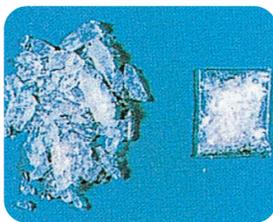
薬物乱用者の多くは、ほんのちょっとした好奇心から安易に使い始めています。この背景として、次のようなことがあります。

- ① 薬物による弊害の恐ろしさを十分に知らないこと。  
特に「合法ハーブ」等と称する薬物は「合法」であるから「安全」であるという誤解を招きやすく、実際は覚醒剤や大麻と同様の健康被害のおそれがあることを知らないこと。
- ② 薬物は精神依存性が強いため、ひとたび乱用を始めると自分の意志ではなかなかやめられなくなってしまうこと。
- ③ 薬物の取引による利益を資金源としている暴力団や外国人密売組織などが言葉たくみに勧め、大量に供給していること。

# 薬物乱用とは？

薬物乱用とは、社会的常識、特に医学的常識を逸脱して、危険ドラッグをはじめ麻薬や覚醒剤などの薬物を使うことです。たとえ、1回使用しただけでも乱用にあたります。

## 乱用される危険のある主な薬物



● 覚醒剤

幻覚や妄想が現れ、中毒性精神病になりやすい。使用をやめても再燃（フラッシュバック）することがある。大量に摂取すると死に至る。



● 大麻（マリファナ）

知覚を変化させるが、恐慌状態（いわゆるパニック）を引き起こすこともある。乱用を続けると、学習能力の低下、記憶障害、人格変化を起こす。



● あへん系麻薬（ヘロインなど）

皮膚が鳥肌立ち、全身の強烈な痛みと痙攣におそわれる（退薬症状）。大量に摂取すると死に至る。（写真はヘロイン）



● コカイン

幻覚や妄想が現れる。大量に摂取すると全身痙攣を起こすほか、死に至る。



● MDMA

知覚を変化させ幻覚が現れることがある。大量に摂取すると高体温になり、死に至る。



● 危険ドラッグ

吐き気、頭痛、精神への悪影響や意識障害などが起きる恐れがあり、麻薬や覚醒剤以上の危険性も指摘されている。



● 有機溶剤（シンナーなど）

情緒不安定、無気力となり、幻覚や妄想が現れて、薬物精神病になり、大量に摂取すると呼吸困難となり、死に至る。

### 隠語

薬物は、別の呼び名で呼ばれている場合があります。

- 覚醒剤……………エス、氷、スピード、アイス、シャブ
- 大麻……………ハッパ、グラス、チョコ、クサ、野菜
- MDMA（錠剤型合成麻薬）…エクスタシー、パツ（「X」、「罰」）、タマ（「弾」、「玉」）
- ヘロイン……………ペー、チャイナホワイト、ジャンク
- コカイン……………コーク、スノウ、クラック
- シンナー……………アンパン

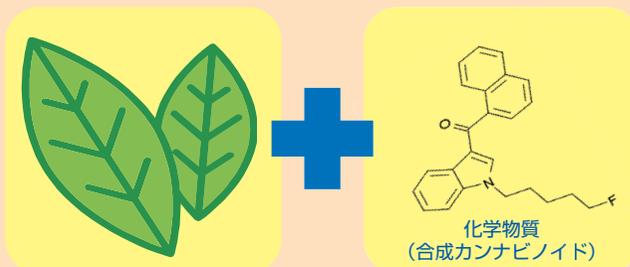
# 危険ドラッグは絶対に使用しない!!

- 覚醒剤・大麻に化学構造を似せて作られた物質などが添加されたもので、どんな影響が身体に出るのかわからず、乱用による健康被害が発生しており、死に至る可能性があります。
- 違法薬物が含まれていたら、持っているだけで犯罪です。また、違法となる薬物の数を増やしているのだから知らないうちに犯罪者になっているかもしれません。

## ■例えば「合法ハーブ」と呼ばれるものは？

乾燥植物に、大麻様の作用を持つ薬物（合成カンナビノイド）を混ぜこんだもの。

東京都福祉保健局提供資料より



## ■どんな形に見せかけているの？

「お香」「ハーブ」などとして販売



「アロマオイル」などとして販売



※他にも「芳香剤」、「バスソルト」等に見せかけて販売されています。

形を変えたように  
見せかけているだけです。  
**「ダマされないように!!!」**

## ■どんな形で販売しているの？

「看板」及び「店内の様子」は東京都福祉保健局提供資料

### 繁華街等で見受けられる看板



中には自動販売機で発売しているケースもあります。



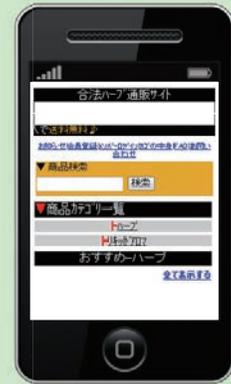
### 店内の様子



「お香」「ハーブ」「アロマオイル」等の違法ドラッグが多数陳列されています。

### インターネットや携帯電話

合法ハーブ・合法アロマ（アロマリキッド）・ハーバルインセンスを通販するというホームページ、携帯サイトが急増しています。



### 製品の 注意書き例

- ◇当商品はお香として販売しております。
- ◇人体への摂取は絶対にしないでください。
- ◇未成年者の方のご購入は、固くお断りしております。
- ◇当商品は規制された、薬事法対象成分は含まれておりません。

**「合法ハーブ」等と称して販売される薬物を販売する店やホームページは「合法」であることを強調しますが、「危険」なものです、「絶対かかわらないように!!!」**

# なぜ、薬物乱用はいけないのか。

## 1. 脳をおかされて、心も身体もメチャクチャになる

### 覚醒剤の場合

幻覚・妄想  
フラッシュバックを起こす。  
血圧が異常に高くなる。  
静脈に炎症を起こす。  
強い疲労感や倦怠感、脱力感におそわれる。  
依存性が強い。

### シンナーの場合

記憶力低下、認知障害  
急性中毒:事故  
精神障害:有機溶剤精神病(幻覚、妄想)  
重篤な依存症  
視力の低下・失明  
歯がぼろぼろになる  
肝臓・腎臓の障害  
生殖器の萎縮  
手足のふるえ、しびれ、麻痺

### MDMAの場合

混乱、憂鬱、睡眠障害、脳卒中、けいれん、記憶障害になる。  
高血圧になる。心臓の機能不全、心臓発作を起こす。  
肝臓の機能不全を起こす。  
悪性の高体温による筋肉の著しい障害を起こす。  
腎臓と心臓血管の損傷を起こす。

### 大麻(マリファナ)の場合

精神障害:大麻精神病(幻覚・妄想など)を起こす。  
生殖機能への悪影響を起こす。  
肺ガンの誘発を起こす。

### その他の害

薬物を注射で乱用する場合、各種の感染症(エイズ、肝炎など)の原因になります。  
大麻では精子の異常が、シンナーやコカインでは先天異常などの報告があり、妊娠、出産にも悪い影響があります。

### 危険ドラッグの場合

意識障害、嘔吐、けいれん、錯乱などが報道されています。  
添付されている物質や含有量が様々であることから、どのような健康被害がおきるかわかりません。

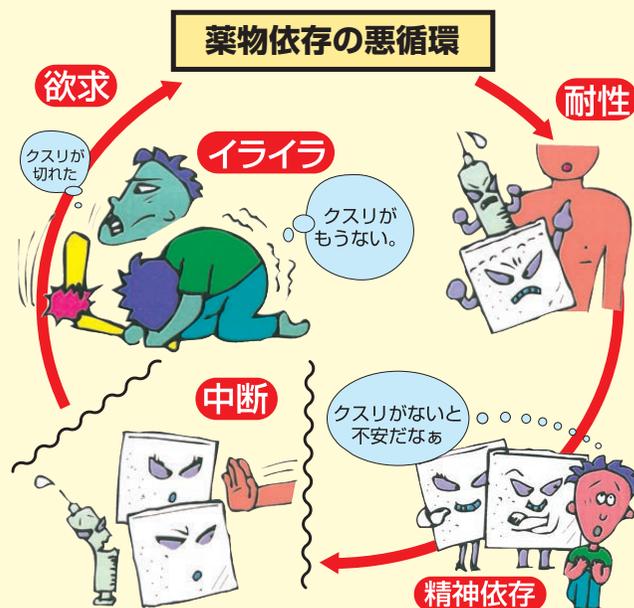
## 2. 自分の意志では止められなくなる

薬物乱用の最も恐ろしい特徴は、薬物の“依存性”と“耐性”

**依存性** 一回ぐらいなら大丈夫と思っても、また使いたくなり、繰り返し使わずにはいられなくなってしまふ。

**耐性** 使用を繰り返しているうちに、それまでの量では効きめがうすれていく。

一回だけと思って始めた人も、薬物の“依存性”と“耐性”によって使用する量や回数がどんどん増えていき、どうしようもない悪循環に陥ります。もはやそうになると自分の意志だけでは止めることはできません。



## 3. 薬物乱用により凶悪な事件を起こす

- 薬物の乱用により、幻覚、妄想が現れ、殺人などの重大犯罪を引き起こす。
- 薬物を手に入れるための金欲しさに恐喝事件や窃盗事件を起こす。
- 密売や売春などの犯罪を犯すようになる。



## 4. 友達や家族を失う

- 薬物におぼれ、人間関係の破壊により、友人、家族、恋人、社会から孤立する。



# 薬物の乱用は、 法律で厳しく処罰されます。

以下は乱用とその周辺行為に関する主な罰則です。  
営利を目的とする販売などは、さらに厳しい罰則規定があります。  
手伝っただけでも犯罪の共犯やほう助にあたり処罰の対象になります。  
海外での所持なども国外犯規定が適用され処罰の対象となります。

## 覚醒剤

- 輸入・製造 ..... 1年以上の有期懲役
- 所持・譲渡・譲受・使用 ..... 10年以下の懲役

## 大麻

- 輸入・輸出・栽培 ..... 7年以下の懲役
- 所持・譲渡・譲受 ..... 5年以下の懲役

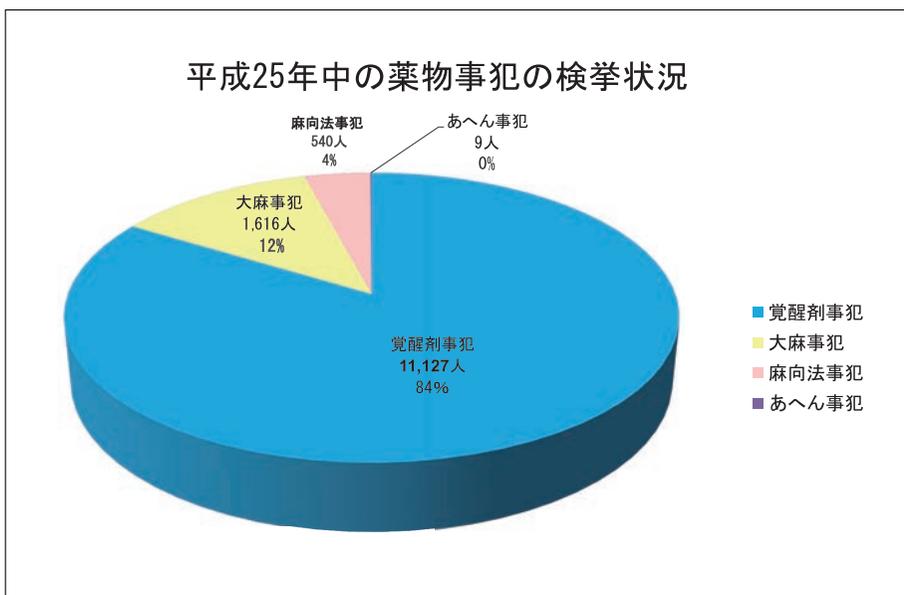
大麻の不正栽培は、法律で禁止されています。また、そのために大麻の種子を所持したり、提供したりすることは、処罰対象となります。

## MDMA

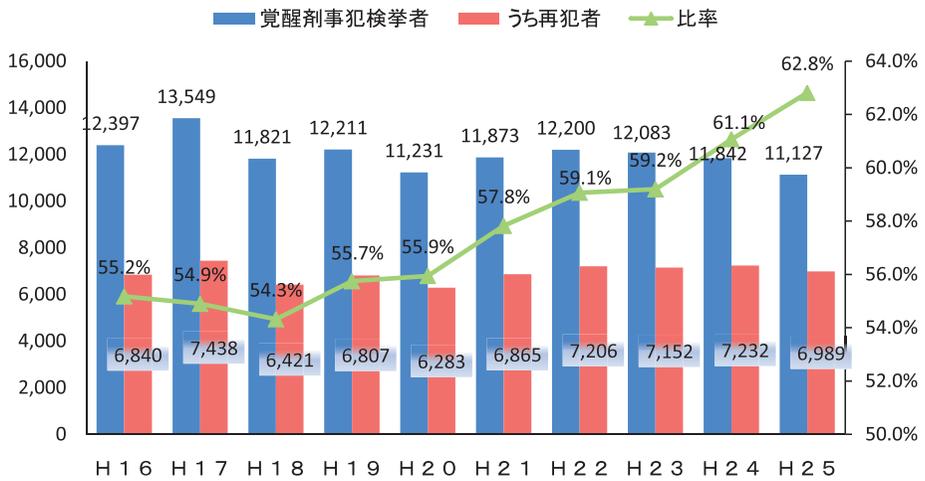
- 輸入・製造 ..... 1年以上10年以下の懲役
- 所持・譲渡・譲受・使用 ..... 7年以下の懲役

## 指定薬物

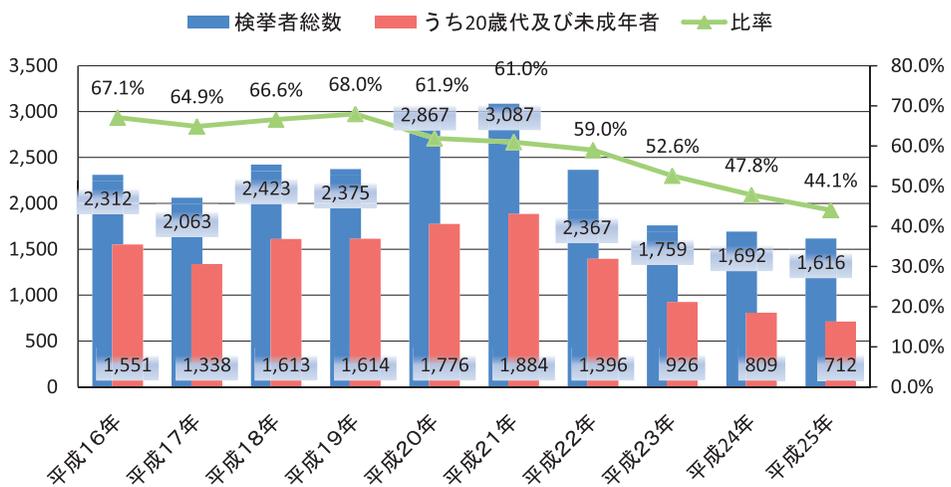
- 製造、輸入、販売・授与、販売・授与の目的での貯蔵・陳列 ..... 5年以下の懲役、もしくは500万円以下の罰金またはこれを併科
- 所持、使用、購入、譲受 ..... 3年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金またはこれを併科



## 覚醒剤事犯者と再乱用者数の推移（過去10年）



## 大麻事犯の検挙者数の推移（過去10年）



# 薬物乱用者の告白・相談事例

## 1. 乱用者の告白事例

### 覚醒剤乱用者の告白①（40代・男性）

私は、覚醒剤を所持していたことで逮捕されました。

私は、インターネットでは相手に顔を合わせることなく気軽に買えることから、インターネットを通じて覚醒剤を買っていました。

私が覚醒剤を買うようになったきっかけは、妻に先立たれてしまい、寂しい気持ちになり、気分が落ち込んだことで何とか気分を楽にしたいと思ったことや、仕事のストレス等から、覚醒剤を買うようになりました。私は覚醒剤を自分の腕に注射して使っていましたが、使うと嫌なことを忘れることができ、体もスッキリして、気分がよくなりました。しかし、使ってしばらくすると、落ち込んでしまい、また覚醒剤を使うという悪循環に陥っていました。使う回数も、始めたころは月に2回くらいであったものが、使うペースも早くなり、最後のころには、2日に1回くらいの割合で使うようになり、一番多いときで一日に5回くらい使ったこともありました。

私は逮捕されるまで、覚醒剤を使っていた1年くらいの間に100万円近くは覚醒剤にお金を使っていましたが、覚醒剤を買うためのお金は、消費者金融や、職場の同僚に嘘をついてまで金を借りて工面していたものです。そのような生活を続けていることが良くないと思いつつも、覚醒剤の気持ちよさから、やめられずにいました。ですが、逮捕されたことで、愚かなことをしてしまったと自責の念に駆られましたが、覚醒剤をやめるきっかけができたことは自分にとって良かったと思っています。

裁判では、執行猶予付きの判決を受け、現在は、新たに仕事を見つけ、毎日忙しく働いています。自宅で母親と娘と一緒に暮らしていますが、母親の体調が悪く、娘は仕事をしていて、いずれは家を出て行き、私1人になってしまうと思うと、寂しさや不安から落ち込んでしまうことがあります。そのため、正直なところ、そのような気持ちを無くして楽になりたいと思い、偶に覚醒剤のことが頭をよぎることがあります。ただ、今度逮捕されたら、家族からも見放されてしまうかもしれませんし、私自身刑務所に入ってしまうかもしれません。ですので、覚醒剤は絶対に使ってはいけないと思っています。

現在は、偶に麻薬取締官の方と会ったり、電話で連絡をとったりして、その時々私の状況をお話して、正直な気持ちを伝えていきますので、私としても、話を聞いてもらえることで、気持ちが楽になります。

私は覚醒剤を買うために借金をしていましたが、弁護士に頼んで、借金返済の計画を立てて、少しずつですが、返済しています。また、私が逮捕されたことで母親はショックを受けてしまい、体調を崩し、息子は遠方で働いているにも関わらず、私が拘置所にいる間に駆けつけて、面会してくれ、子供たちにも大変迷惑をかけてしまいました。自分の気持ちを楽にするために、安易な気持ちで覚醒剤に手を出して、なんて馬鹿なことをしてしまったのだと、大変後悔しています。また、長年勤めていた会社も辞めざるをえなくなり、全てを失ってしまった気持ちになりましたが、私には家族がいますし、今後も、覚醒剤に手を出すことなく、一生懸命仕事をして、真面目に生きていきます。

## 覚醒剤乱用者の告白② (30代・女性)

覚醒剤を初めて使ったとき、私は18歳でした。

友達たちと集まって遊んでいたとき、友達の彼氏が、「お前もやってみなよ、やせられるよ」と言いながら、「白い粉が入ったポリ袋」を見せてきて、私の目の前で炙って使ったのです。私にとっては、覚醒剤とは、ニュースや新聞で見聞きするだけのもので、無縁なものと思っていました。しかし、やせられるということに惹かれ、皆も悪びれもせずにやっていたので、私も罪悪感なんか感じずに、好奇心から「ほんの軽い気持ち」で覚醒剤を使いました。

その時は、3日くらいの間にかけて何度も使いましたが、その後は誰からも誘われなかったので、覚醒剤を使うことはありませんでした。しかし、その時のことがきっかけで、十何年も経って、取り返しのつかないことになるとは、その時には想像もできませんでした。

その後、私は、覚醒剤とは縁のない生活を送り、結婚、出産、離婚を経験し、母親として、子育てや仕事に忙しく日々を送り、時間はあっという間に過ぎていきました。そして、子供達を連れて現在の住まいに移住し、かねてからの夢だった、雑貨・衣料品販売の店を数年前に開店しました。

その頃から、知人に勧められたことがきっかけで、特定のメンバーで集まり、クラブで大麻や合法ハーブを吸うようになりました。昔覚醒剤を使ったときと同じく、この時も特に罪の意識は感じませんでした。気がつけば、大麻や合法ハーブを買って、自分一人でも吸うようになっていました。

更に、開店してしばらく経った頃から、店の経営がうまくいかなくなり、そのうちに、店のことで相談に乗ってくれていたはずの彼氏も、私の店の資金に手を付けた上、運転資金の名目でヤクザに借金を作って逃げてしまいました。それからは、彼氏のことや店のことなどで思い悩む日々が続き、死にたいと思うくらいに落ち込みました。そんな時、彼氏の知人から勧められたのが、十数年も前に、何度か使っただけの覚醒剤でした。

当初、私は「以前はやめられたので、今回もうまく使えば大丈夫」と軽く考えていました。しかし、実際には、いつでもやめられると自分を納得させながら、結局は覚醒剤を使い続けていました。そして、覚醒剤を使っては、はかどっているつもりで仕事をして、眠くならないのを持て余し、夜な夜なクラブに行っては朝まで踊り明かし、そのまま店に行き仕事をするという生活を毎日のように続けていました。気がつけば、覚醒剤なしでは、店の仕事はもちろん、日常生活も送ることができなくなっていました。その頃の私は、覚醒剤のこと、自分のことばかりしか頭になく、子供達のことなんかは放ったらかしでした。そんな生活を送っていても、私は、不思議と、クスリで捕まってしまうとは思わず、「そのうちやめられる。私は覚醒剤にはまってなんかいない」と思い続けていました。

しかし、現実には、そんな日々はいつまでも続く訳はなく、麻薬取締官に逮捕されてしまいました。私は逮捕され、子供達と引き離されて初めて、自分がどんなにばかなことをしたのかと、痛いほど感じました。そして、自分一人でちゃんと育てると言い放って親元を出たのに、結局は、両親の世話になってしまったことに情けなくなり、涙が止まりませんでした。

その後、私は執行猶予の判決をもらい、拘置所を出て、子供に再会しました。私のせいで辛い日々を過ごしたはずなのに、子供達は、私に笑顔で接してくれました。そんな息子達の顔を見て、私は、「もう二度と、子供達を悲しませない」と固く誓いました。

正直言えば、今でも、覚醒剤を使っている夢を度々見ます。悲しいですが、私は無意識のうちに、覚醒剤を使ったときの何とも言えない気持ちよさを求めているのだと思います。また、時間が経つにつれて、覚醒剤を使っていた頃の自分がいかに異常だったか、実感しています。そして、覚醒剤なんかに手を出してしまったことを日々後悔しています。でも、これからは、二度と子供達に寂しい思いをさせないため、もう決して覚醒剤には手を出さない、と誓います。

## 2. 相談窓口の事例

### ○相談事例

#### 【相談概要】

母親から息子（40歳）の覚醒剤使用について相談があったもの。

#### 【相談内容】

40歳になった息子は、少し前から定職にも就かず、1日中部屋にこもる生活をしており、最近の様子から覚醒剤等の違法な薬物を使っているのではないかと思っています。

そもそも、息子は覚醒剤で警察に逮捕され、裁判で執行猶予付きの有罪判決を受け、保護観察中です。裁判を終えて家に戻ってきた息子は、「もうゼットイに覚醒剤には手を出さない」と泣きながら訴えたため、私達家族はその言葉を信じて、また息子と一緒に生活することに決めたのです。

息子は、家に戻ってきた当初は、夫が経営する会社の仕事を手伝ったりしていたのですが、すぐに仕事を休みがちになり、また、お客さんに対する態度も悪くてトラブルをおこしたこともありました。それからしばらくすると、会社の仕事を手伝わなくなり、働きもせず部屋にこもるようになってしまいました。

そして、半年ほど前からは感情の起伏が激しい、眠れないことを頻繁に訴える、といった状態になり、さらに、ここ1～2ヶ月ほど前から、ますます感情の起伏が激しくなり、ちょっとしたことで激高するようになり、まるで以前覚醒剤の事件で逮捕されたときと同じような様子になったため、私達家族はまた息子が覚醒剤を使っているのではないかと思うようになったのです。

また、夫の商売道具の工具を勝手に質に入れ、10万円ほどのお金を手に入れたようなのですが、そのことについて問い詰めても、話をはぐらかしたり怒鳴ったりするので、私達家族も怖くなり、結局そのお金を何に使っているのかは分かりませんでした。

しかし、私達家族は、最近息子が前に捕まった頃と同じようにちょっとしたことですぐに激高するので、間違いなく覚醒剤を使っているだろうし、質屋から得たお金も覚醒剤を買うのに使ったのだろうと思ったのです。

このままでは周りの人々にも迷惑を掛けたり危害を加えたりしてしまうかもしれません。そんな不安を担当の保護観察官の方に相談したところ麻薬取締部の存在を教えて頂きました。息子は警察に捕まり執行猶予の判決を受け出所しましたが、今回相談したように結局覚醒剤を止められませんでした。私達家族は今度こそ息子が覚醒剤を止めて立ち直ってくれると信じ、警察とは違い薬物の専門組織である麻薬取締部に相談したのです。

#### 【結果】

相談者は、息子が覚醒剤を使っているのなら逮捕して欲しいと希望しており、息子の部屋を捜索したところ、ポリ袋に入った覚醒剤1袋を使用済み注射器数本等と共に発見した。このため、息子を覚醒剤所持の現行犯人として逮捕した。

# なぜ、薬物乱用に走るのか。 甘い誘いに気を付けよう!

## 薬物乱用の甘い誘い

- 1回だけなら平気さ
- クスリでちょっと遊ぼうよ
- 面白いクスリがあるんだけど
- やせられるよ
- イライラがとれてすっきりするよ
- 肌がきれいになるよ
- 「人生は経験だ」
- 眠気がとれて、勉強ができるよ
- ちょっとだけ、ためししてみない
- みんなやってるよ (やってないのはきみだけ)
- ただの栄養剤だよ
- 最高の気分が味わえるよ
- とりあえず、預かってよ
- お金はこの次でいいよ



## 「ダメ。ゼッタイ。」と 断る勇気を持とう。

## 薬物乱用を防止するために!!

- 薬物乱用の危険性は身近にあり、自分には関係ないと思わないこと。
- 誘われても「ダメ。ゼッタイ。」と断る勇気を持つこと。
- 一人で悩まないで友人や家族に何でも相談すること。





# あやしいヤクブツ 連絡ネット

<http://www.yakubutsu.com>

**コールセンター 03-5542-1865**

<あやしいヤクブツ連絡ネットとは>

指定薬物等に関連する健康被害事例等の収集、分析、評価を行い、公表、注意喚起を行っています。また、コールセンターで相談対応を行い、一元的に危険性等の情報にアクセスできます。

## ●薬物乱用防止相談窓口機関一覧表

北海道厚生局麻薬取締部	☎011-726-1000	静岡県精神保健福祉センター	☎054-286-9245
東北厚生局麻薬取締部	☎022-227-5700	静岡市こころの健康センター	☎054-285-0434
関東信越厚生局麻薬取締部	☎03-3512-8690	浜松市精神保健福祉センター	☎053-457-2709
関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室	☎045-201-0770	愛知県医薬安全課	☎052-954-6305
東海北陸厚生局麻薬取締部	☎052-961-7000	愛知県精神保健福祉センター	☎052-962-5377
近畿厚生局麻薬取締部	☎06-6949-3779	名古屋市精神保健福祉センター	☎052-483-2095
近畿厚生局麻薬取締部神戸分室	☎078-391-0487	三重県薬務感染症対策課	☎059-224-2330
中国四国厚生局麻薬取締部	☎082-228-8974	三重県こころの健康センター	☎059-223-5241
四国厚生支局麻薬取締部	☎087-823-8800	滋賀県医療業務課	☎077-528-3634
九州厚生局麻薬取締部	☎092-431-0999	滋賀県立精神保健福祉センター	☎077-567-5010
九州厚生局麻薬取締部小倉分室	☎093-591-3561	京都府薬務課	☎075-414-4790
九州厚生局沖縄麻薬取締支所	☎098-854-0999	京都府精神保健福祉総合センター	☎075-641-1810
北海道医療業務課	☎011-231-4111	京都市こころの健康増進センター	☎075-314-0355
北海道立精神保健福祉センター	☎011-864-7121	大阪府薬務課	☎06-6941-9078
札幌こころのセンター	☎011-622-0556	大阪府こころの健康総合センター	☎06-6691-2811
青森県医療業務課	☎017-734-9289	大阪市こころの健康センター	☎06-6922-8520
青森県立精神保健福祉センター	☎017-787-3951	堺市こころの健康センター	☎072-245-9192
岩手県保健衛生課	☎019-629-5467	兵庫県薬務課	☎078-362-3270
岩手県精神保健福祉センター	☎019-629-9617	兵庫県精神保健福祉センター	☎078-252-4980
宮城県薬務課	☎022-211-2653	神戸市こころの健康センター	☎078-371-1900
宮城県精神保健福祉センター	☎0229-23-0021	奈良県薬務課	☎0742-22-1101
仙台市精神保健福祉総合センター	☎022-265-2191	奈良県精神保健福祉センター	☎0744-43-3131
秋田県医療業務課	☎018-860-1407	和歌山県薬務課	☎073-441-2663
秋田県精神保健福祉センター	☎018-831-3946	和歌山県精神保健福祉センター	☎073-435-5194
山形県健康福祉企画課	☎023-630-2333	鳥取県医療指導課	☎0857-26-7203
山形県精神保健福祉センター	☎023-624-1217	鳥取県立精神保健福祉センター	☎0857-21-3031
福島県薬務課	☎024-521-7233	島根県薬務衛生課	☎0852-22-5259
福島県精神保健福祉センター	☎024-535-3556	島根県立心と体の相談センター	☎0852-32-5905
茨城県薬務課	☎029-301-3388	岡山県医薬安全課	☎086-226-7341
茨城県精神保健福祉センター	☎029-243-2870	岡山県精神保健福祉センター	☎086-272-8839
栃木県薬務課	☎028-623-3119	岡山市こころの健康センター	☎086-803-1273
栃木県精神保健福祉センター	☎028-673-8785	広島県薬務課	☎082-513-3221
群馬県薬務課	☎027-226-2665	広島県立総合精神保健福祉センター	☎082-884-1051
群馬県こころの健康センター	☎027-263-1166	広島市精神保健福祉センター	☎082-245-7731
埼玉県薬務課	☎048-830-3633	山口県薬務課	☎083-933-3018
埼玉県立精神保健福祉センター	☎048-723-1111	山口県精神保健福祉センター	☎083-27-3480
さいたま市こころの健康センター	☎048-851-5665	徳島県薬務課	☎088-621-2233
千葉県薬務課	☎043-223-2620	徳島県精神保健福祉センター	☎088-625-0610
千葉県精神保健福祉センター	☎043-263-3891	香川県薬務感染症対策課	☎087-832-3301
千葉市こころの健康センター	☎043-204-1582	香川県精神保健福祉センター	☎087-804-5565
東京都薬務課	☎03-5320-4505	愛媛県薬務衛生課	☎089-912-2393
東京都立中部総合精神保健福祉センター	☎03-3302-7575	愛媛県心と体の健康センター	☎089-911-3880
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	☎042-376-1111	高知県医薬業務課	☎088-823-9682
東京都立精神保健福祉センター	☎03-3842-0948	高知県立精神保健福祉センター	☎088-821-4966
神奈川県薬務課	☎045-210-4972	福岡県薬務課	☎092-643-3287
神奈川県精神保健福祉センター	☎045-821-8822	福岡県精神保健福祉センター	☎092-582-7500
横浜市こころの健康相談センター	☎045-671-4455	福岡市精神保健福祉センター	☎092-737-8825
川崎市精神保健福祉センター	☎044-200-3195	北九州市立精神保健福祉センター	☎093-522-8729
相模原市精神保健福祉センター	☎042-769-9818	佐賀県薬務課	☎0952-25-7082
新潟県医療業務課	☎025-280-5187	佐賀県精神保健福祉センター	☎0952-73-5060
新潟県精神保健福祉センター	☎025-280-0111	長崎県薬務行政室	☎095-895-2469
新潟市こころの健康センター	☎025-232-5560	長崎子ども・女性・障害者支援センター	☎095-846-5115
富山県くすり政策課	☎076-444-3234	熊本県薬務衛生課	☎096-333-2242
富山県心の健康センター	☎076-428-1511	熊本県精神保健福祉センター	☎096-386-1255
石川県薬務衛生課	☎076-225-1442	熊本市こころの健康センター	☎096-362-8100
石川県こころの健康センター	☎076-238-5761	大分県薬務室	☎097-506-2650
福井県医薬食品・衛生課	☎0776-20-0347	大分県こころからだの相談支援センター	☎097-541-5276
福井県精神保健福祉センター	☎0776-26-7100	宮崎県医療業務課業務対策室	☎0985-26-7060
山梨県衛生業務課	☎055-223-1491	宮崎県精神保健福祉センター	☎0985-27-5663
山梨県立精神保健福祉センター	☎055-254-8644	鹿児島県薬務課	☎099-286-2804
長野県薬事管理課	☎026-235-7159	鹿児島県精神保健福祉センター	☎099-218-4755
長野県精神保健福祉センター	☎026-227-1810	沖縄県薬務疾病対策課	☎098-866-2215
岐阜県薬務水道課	☎058-272-8285	沖縄県立総合精神保健福祉センター	☎098-888-1443
岐阜県精神保健福祉センター	☎058-273-1111		
静岡県薬務課	☎054-221-2413	●全国各保健所	
		●各都道府県警察署	

■パンフレットは、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達推進等に関する法律）に基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。  
また、大気中に悪影響を与える物質の発生を抑え、用紙のリサイクルにも適した大豆油インクを使用し、リサイクルに配慮して水溶性の糊で製本されています。

■リサイクル適正の表示：紙・リサイクル可  
パンフレットは、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料【Aランク】のみを用いて作製しています。